

三重県食の安全・安心確保のための検討会議概要

日時 平成21年8月24日(月) 10:00~12:00

場所 水産会館4階 研修室

委員の出席者：10名(全員出席)

1 新委員の紹介

事務局より奥村米成委員、清水貴明委員を紹介。

2 審議

(1) 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書(平成20年度版)(案)について

【資料1に基づき、事務局より説明】

(委員)

全国的に事業者が食品を自主回収する件数が増えているが、どのような場合に自主回収が行われるのか、またどのようなものが自主回収されているのか。

(事務局)

事業者が自主回収する場合は、さまざまなケースがあるが、多いのは、賞味期限の表示誤りなど、比較的単純な表示ミスや、製造過程で食品に異物が混入し、事業者自ら気づいて回収を行う場合などがある。

年次報告書(案)に書かれている全国的な自主回収の件数は、社告や事業者のHPで公表されているものを、農林水産消費安全技術センターが確認して集計しているものであり、自治体がそのようなデータを公表しているわけではないため、あまり詳しい内容は把握できていない。

(委員)

北朝鮮産のいばらもちの葉を中国産と偽って不正に輸入されていた事件が新聞に取り上げられていた。平成20年度中にすべての菓子製造事業者の監視を実施したと書かれているが、このことをどこまで知り得て監視しているのか。

(事務局)

その件については詳しく把握していない。すべての菓子製造事業者への監視は、食品表示に重点を置いた監視である。

(委員)

貝毒発生監視調査を実施したとあるが、海の中の汚染についてはどのように考えているのか。

(事務局)

たとえば、「みえのカキ安心システム」では、ノロウイルス検出結果だけでな

く、海水温、降水量といった海域情報を、判断材料として事業者、消費者に提供している。

(委員)

カドミウムについて実証試験を実施したとのことだが、どのような内容か。

(事務局)

米のカドミウム含有量の基準は1 ppm までと規定されているが、農林水産省により0.4ppm 以上のものは食用に供しないことになっている。現在、この基準を見直そうという動きがある。日本は土壤中にカドミウムが多く、公害防止特別対策事業として、カドミウムの多い農地の土を入れ換えたこともあった。水稻が出穂する時に水を切らさずにいると、稲にカドミウムが吸収されにくくなるため、そのように指導している。

(委員)

農薬販売者等への立入検査はどのように行っているのか。

(事務局)

3年から5年に1回、農薬販売者等への立入検査を行えるように、計画を立てている。平成20年度の農薬販売者への立入検査は、計画を達成できなかった。立入検査等の監視指導は引き続き行っていくが、事業者の自主的な取組を促すという方向にも力を入れていきたい。

(委員)

総合衛生管理製造過程承認施設に対して、HACCPシステムが適正に維持、管理されているかを確認したとあるが、HACCPシステムは非常に複雑であると聞く。具体的にどのような手法で確認したのか。

(事務局)

総合衛生管理製造過程の承認は厚生労働省が所管しているため、国の計画に基づき監視を実施している。HACCPシステムが適正に維持、管理されているかの確認は、施設の立入りや文書・記録類を確認することに重点を置き、特に製造工程中の重要管理点については、徹底した監視を実施している。通常、地方厚生局が実施する年1回の監視に同行している。

また、施設により異なるが、県単独で行う通常監視も年1～2回程度実施し、HACCPシステムの維持、管理について確認している。

(委員)

食品表示ウォッチャーのモニタリングについて、地域ごとのデータはあるのか。

(事務局)

手元にデータがないので、後日あらためて回答する。

(会議後確認：食品表示ウォッチャーは全県で公募しており、地域ごとに配

分して委嘱しているわけではない。また、モニタリングする店舗についても、地域ごとのデータはない。)

(委員)

「1 平成20年度における食の安全・安心に関する情勢」の中で、食品の産地偽装、事故米穀の不正規流通、中国における牛乳へのメラミン混入の3つは意図的なものだが、高病原性鳥インフルエンザは努力していても発生してしまう場合があり、同じように列挙することに違和感を感じる。

(委員)

食品関係営業施設のAランク施設、Bランク施設とはどのようなものか。

(事務局)

食品衛生監視指導計画に基づき、食中毒発生時のリスクや施設規模等に応じてA～Dランクの4ランクに分類し、監視頻度を定めている。

Aランクはきわめて大規模な製造業や集団給食施設、Bランクは中規模製造業、Cランクは一般的な飲食店等、Dランクは喫茶店等の小規模な施設が該当する。

(委員)

食品表示についての相談を、消費生活センターが受ける場合もあると思うが、そのような場合はどう対応するのか。

(事務局)

食品表示に関する相談を消費生活センターが受けた場合、専門的な内容などについては、健康危機管理室などそれぞれ所管部署が対応することとしている。

(委員)

三重県HACCP手法導入認定制度について、厚生労働省の承認制度との相違などもう少し詳しく説明してほしい。

(事務局)

厚生労働省の総合衛生管理製造過程承認制度では、対象となる食品が限定されている。また、承認のハードルがきわめて高く、大規模な製造事業者以外には所得が困難な状況にある。

HACCPの手法を導入することは多くの製造業者にとって望ましいことなので、主に中～小規模の製造業者のHACCP手法導入を支援するため、三重県独自の制度を設けたものである。

(委員)

HACCPは承認をとることが目的ではなく、実施することが大切である。厚生労働省の総合衛生管理製造過程承認制度は高額な費用がかかると聞いているが、三重県HACCP手法導入認定制度に手数料等は必要なのか。

(事務局)

県の制度では手数料は必要ない。

(委員)

先日、H A C C P手法認定施設と称する施設を視察に行ったが、衛生管理がよくなかった。国の承認にくらべて基準が甘いのではないか。

(事務局)

このような認定・認証制度は民間企業でも実施しており、視察された施設が三重県の制度に参加している事業者以外であることも考えられる。

三重県の制度においても、最低限の基準を満たすことは必須であるが、施設の規模や業種により差があり、国の承認基準と比較するものではないと考える。

(委員)

県内で生産された食肉の検査については書かれているが、外国産の食肉についてはどうなっているのか。

(事務局)

輸入食肉に対する検査には、国が行っているものと事業者が行っているものがある。

まず、厚生労働省の検疫所が輸入した食品を食品衛生法により確認している。事業者は国の検査に上乘せで検査している。食品が外国で製造されている場合、現地の工場に日本から社員を派遣し、確認を行っている。

(委員)

事業者は法律にプラスして自主基準を定めており、輸入食品も国内産と同じように検査されていると考えていただいてよい。

(委員)

子どもの食育を推進するためにモデル地域を指定して取り組んだとあるが、具体的にどのようなことをしたのか。また、朝食を毎日食べる小学生の割合について、実績が目標を達成できなかったのはなぜか。

(事務局)

平成20年度は、鈴鹿市と伊賀市をモデル地域に指定し、生産者と連携して体験学習を行ったり、食育指導を行ったりした。朝食を毎日食べる小学生の割合が平成20年度の計画に達しなかったのは、食べて来ない日もあったという場合があるためと、家庭の問題であり、難しいところがあるためである。

(委員)

いばらもちや桜もちの葉は食べる場合もあると思うが、これらの葉については食品表示義務の対象になるのか。

(事務局)

葉は通常食べることが想定されていないものである。

(事務局)

調べた上であらためて回答する。

(会議後確認：葉など通常そのものを食さないものについては、表示が必要な原材料には該当しない。)

(2) 平成 2 1 年度食の安全・安心確保に関する事業について

【資料 2 に基づき事務局より説明】

(委員)

事業単位で書いてあるが、どの所属が所管しているかを書いてほしい。

J A S 法の食品表示は健康福祉部に移管されており、本日の質問も健康福祉部に関係することが多いのに、農水商工部が窓口をしていることに対して違和感はないか。また、委員の質問に対して、調べて後日回答するという答があったが、会議の場で答えられるようにすべきである。

(事務局)

平成 1 4 年に食の安全・安心グループがつけられた時に農水商工部か健康福祉部かという議論があった上で、農水商工部に設置されたと聞いている。その後、食の安全・安心グループが食の安全・安心確保基本方針や食の安全・安心確保のための検討会議など食の安全・安心の総合調整業務を担当している。

(委員)

事業全体の予算額が書かれているが、どういうことにどれだけの予算を使うのかがわかるような書き方にしてほしい。

(事務局)

検討したい。

(委員)

今年度は菓子製造業を除く全製造業の監視を行うとあるが、菓子製造業者についても引き続き監視は行わないのか。

(事務局)

表示ガイドラインに基づく監視については、平成 2 1 年度は菓子製造業者以外を対象としているが、いわゆる通常の監視も併行して実施しており、菓子製造業者に対しても通常の監視は行っている。

(委員)

E マークの委員をやっているが、あまり広まっていないように感じる。もっと広がりを見せるような取組ができないか。

(事務局)

E マーク、安心食材のマーク共に、認知度を高めるため P R していく。

(委員)

「調査研究の推進とその成果の普及啓発」に関して、国や大学、企業などと

の連携はどのようになっているか。できるだけいろいろなところをまきこんでやってほしい。

(事務局)

8つの調査研究事業のうち3つが大学や民間との共同研究であり、国の補助を受けてやっている場合もある。それ以外は県が独自に調査研究しているものである。

(委員)

農産物の安全確保を目的とするGAP手法導入の対象は大規模な農家なのか。最近スーパーなどで見かける地産地消コーナーで販売しているような生産者に対しても、農薬の適正使用の指導は行きわたっているのか。

(事務局)

対象者は広く、産地などまとまりのあるところを対象にしている。ファーマーズマーケットなどでは、JAさんから生産者に対して農薬の使用について確認し、指導している。

(委員)

ファーマーズマーケットでは、生産者に対して農薬の使用状況等を記録した栽培履歴を出させている。スーパーでも同様だと思う。

3 その他

【自主回収の報告書の状況、条例についての説明会開催状況について資料3に基づき事務局より説明】

(委員)

検討会議の内容について事前説明に来てもらっているが、資料を送るだけでもよいのではないか。

(委員)

事前説明に来てもらう方がじっくり内容を聞けるし、その時に質問したことについては、検討会議までに答えてもらった。自分としては事前説明に来てもらう方がありがたい。

(事務局)

事前説明の仕方については検討したい。

(以上)